

相談事例

《相談の内容》

80歳代の女性からの相談。「**プラチナや金などの貴金属を持っていたら売って欲しい。今から自宅に伺う。**」という電話が女性からかかってきた。忙しいので自宅に来てもらうのは後日にしてもらい電話を切った。しかし、その直後に同じ人から電話がかかってきて「その地域の各家を同業他社の男性2人が訪ね歩いている。その業者には貴金属を売らないように注意して。」と言われた。2回とも**不審な電話**だったので相談したい。

「貴金属を売って欲しい。」という、買い取り訪問の電話がきたが、あやしいのでは??

《対応の内容》

消費者の自宅を訪問し「不要になったプラチナや金などの貴金属を高い価格で買い取ります。」という手口に対する相談が増加しています。

この手口の問題点は「**買い取り価格が妥当かどうか確認できないまま、強引に買い取られた。**」「**業者に連絡を取りたくても、連絡先がわからない。**」等があげられます。これらの情報提供をした上で、再度、勧誘を受けたら、きっぱりと断ることが大切と助言しました。

身守りのポイント

まずは、**売るのであれば信用できる店舗に出向き買い取ってもらう**こと。また、このような電話勧誘で少しでもおかしいと思ったら**きっぱりと断ること**、突然訪ねて来た**見知らぬ業者を安易に家の中へ入れない**ことが非常に大切です。

買い取り業者が消費者の自宅に訪問し、消費者が所有する「貴金属を買い取る」という契約を結んだ場合には、クーリングオフ等の特定商取引法の適用はできません。もし、来訪した業者に買い取りを依頼する場合は、家族や知人に同席してもらうなどして、1人で業者に対応するのは避けましょう。また、相手がどのような業者なのかを確認するために、古物商許可証等の提示を求めましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 **043-207-3000**

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111